

事業の種類		おもな該当工事	労務比率 (%)	保険率 /1000	
33	ほ装工事業	道路、広場、駐車場などのほ装工事 砂利などの散布 広場、運動場などの展圧、芝張り	17	9	
35	建築事業	建築物の新設、改修、復旧、維持等・外部、高所の作業 住宅、ビルなどの新築、増築、改築 木造、れんが、石、ブロック造り等の家屋、鉄骨造り、鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造 新設に伴う電気の設備工事業 建築物の新設に伴って行われる電気設備、電気配線、ネオン装置、電燈照明等の設備工事 新設に伴う設備工事業、内装工事業 給水給湯排水等の設備、衛生設備、消火設備、冷暖房設備等の各種設備 門、塀、棚、庭園等の建設事業 既設建築物の外部の諸工事・足場工事・太陽光発電設備装置設置工事 工作物の解体（破壊しない）一部を解体、資材の大部分を解体し破壊せずに再利用 移動、取りはずしまたは撤去の工事（破壊しない） 信号機、広告塔などの建築工事	23	9.5	
38	既設建築物設備工事業	主として既設建築物・既存施設の内部における各種設備工事業・内装工事業・電気の設備工事業 建具、床張り、壁張り、間仕切り、階段の改修等の工事 電話、給水、給湯等、衛生、消火等、暖房、冷房、換気、乾燥、温室調整等の設備工事 室内塗装 工作物の塗装など その他の設備工事業 （機械装置の組立据付から一貫して行う設備工事の場合、機械装置以外の設備工事を行う場合、ボイラ-装置以外）	23	12	
36	機械装置の組立据付事業	各種機械装置の組立、据付の工事	組立または取付に関するもの	38	6.5
		エレベーター、エスカレーター、石油精製装置等の大がかりな組立据付工事	その他のもの	21	
37	その他の建設事業	道路、鉄道、河川の改修、復旧、維持の工事 造園の事業 重機を用いるなど土木工事の態様を伴う造園工事を行う事業 防波堤、岸壁、えん堤、水門、水路、貯水池、プール、砂防設備などの建設工事 地下ものの建設、鉄管、コンクリート管などの埋設工事 さく井、干拓、除雪 開墾、耕地整理または敷地・広場造成の工事 工作物の解体事業 （原型をとどめず解体、破壊）	24	15	
32	道路新設事業	道路の新設、路幅拡張工事	19	11	
31	水力発電施設	ずい道等新設事業	19	62	
34	鉄道又は軌道新設事業		24	9	

建設業の労働保険料は、当該工事における元請工事金額が算定基礎となっています。制作・加工等の作業に従事する場合は、現場とは別に製造業の保険関係が必要です。

注文者などから、その事業に使用する工事用の資材などを支給されたり、又は機械器具等を貸与された場合には、代金に加算、機械装置の据え付けの事業における機械装置については差し引く場合がありますのでお知らせ下さい。

建売住宅事業については住宅を販売する事業主が自ら建物の建築を請負業者に注文する場合、当該発注者と請負契約を締結した事業主を元請負人とします。